



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

上場会社名 アルプス電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗山 年弘
(コード番号 6770 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経営企画室長 気賀 洋一郎
(TEL (03)5499-8026(IR 部門直通))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 83 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更
社外取締役による業務執行の監督機能の充実を図り、モニタリング機能を強化することで、ガバナンスならびに企業価値の一層の向上に資すると判断したため、監査等委員会設置会社に移行するために、次の変更を行うものであります。
 - ①監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります(変更案第 4 条)。
 - ②監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります(変更案第 19 条第 2 項、第 21 条第 2 項・第 3 項)。
 - ③第 5 章の標題を「監査役および監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるものであります(変更案第 30 条から第 32 条まで)。また、会社法上、常勤監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤監査等委員を置くこととするためこれを明記するものであります(変更案第 31 条)。
 - ④取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります(変更案第 25 条)。
 - ⑤監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります(現行定款規定第 29 条から第 37 条まで)。
 - ⑥監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更及び新設を行うものであります(変更案第 20 条第 1 項・第 4 項、第 24 条第 1 項・第 2 項、第 26 条及び第 27 条)。
- (2) 責任限定契約の締結の対象範囲の拡大
責任限定契約の締結の対象範囲を現行定款の社外取締役から非業務執行取締役に拡大するものであります(変更案第 29 条)。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 剰余金の配当等の決定機関
機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、規定の条文に所要の変更及び新設を行うとともに(変更案第 36 条及び第 37 条)、同条の一部と内容が重複する現行定款第 42 条(中間配当)を削除するものであります。
- (4) その他
上記のほか、規定の移動、削減及び表現の修正等、全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (員数) 当社の取締役は18名以内とする。	第19条 (員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は18名以内とする。
<u>(新設)</u>	<u>②監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u>
第20条 (選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。	第20条 (選任) 取締役は <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
<u>(新設)</u>	<u>④補欠の監査等委員である取締役の予選が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第21条 (任期) 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 (任期) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<u>(新設)</u>	<u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
<u>(新設)</u>	<u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

<p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>②取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第25条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第26条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (社外取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第29条～第37条 (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に對し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、選定する。</p> <p>②取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第25条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>第30条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
--	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第40条 (条文省略)</p> <p>第41条 (剰余金の配当) 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第42条(中間配当) 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により金銭の分配(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第43条 (配当の除斥期間) 期末配当金および中間配当金は支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>第31条 (常勤監査等委員) 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>第32条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人 第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第37条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第38条 (配当の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>
---	--

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成28年6月23日(木)

定款変更効力発生予定日 平成28年6月23日(木)

以上